

さくら市農業委員会総会議事録（令和2年1月定例総会）

1. 開催日時 令和2年1月24日（金）午後1時30分から午後3時05分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人） 8番 吉成 重男

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 非農地証明願について
- 議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見

	について
議案第 8 号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第 9 号	さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
副主幹兼係長	和氣 貴子
副主幹	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	野 中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 18 名で、欠席委員は 8 番吉成重男委員 1 名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>皆さんこんにちは。2020 年が始まりました。そういう中で 1 月も下旬になりまして、1 か月があつという間に過ぎたような気がします。また、今年の台風 19 号によりまして心配はしているところがございますが 1 月中にだいふ復旧がなされております。最終的にはある程度問題なくできるかなと思っているところがございますが、地域によっては多少残るかもしれないという声も聞こえます。また、1 月 27 日には推進委員の会議がございますし、月末には研修旅行もがございます。31 日には調査会の委員長におかれましては農業振興地域整備促進協議会が入っております。月末になりまして、かなりの出る機会が多いのかなと思います。そういった中で本日総会ということがございますので、慎重審議のほどよろしく願いしましてあいさつとさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今からさくら市農業委員会 1 月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日10時より全員出席のもと1号議案1件、3号議案1件、6号議案1件、計3件につきまして書類並びに現地を調査してまいりました。後ほど担当委員から説明がありますので、よろしくご審議ください。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号が1件、議案第2号が1件、第5号が1件、第6号が1件、第8号が1件、合計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
13番	小池	<p>当委員会は10時定刻に全員出席のもと内容審査のうえ現地調査を行いました。当委員会に付託されました案件は、議案第2号が1件、第4号が1件、第6号が1件の計3件でございます。内容等につきましては担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
14番	石田	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。議案といたしまして第1号議案が1件、第2号議案が2件、第4号議案が2件、第5号議案が1件、計6件です。内容につきましては後ほど担当委員よりご説明がございますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>14番の石田多美子委員、15番の齋藤敏一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。</p>

		番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) <p>詳細につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。1月17日に地元の推進委員と現地を確認し問題はないとのことでした。また、本日の調査会でも問題はないとのことでした。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 <p>議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。 <p>続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) <p>なお、非農地証明交付要領の2の(2)のア「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。本日推進委員3名と現地を確認しましたが問題ないとのことでした。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号2番については、原案どおり承認されました。続きまして議案第1号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図1-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 詳細につきましてはただいまの事務局の説明のとおりでございます。昨日地元の推進委員と、また本日午前中の調査会で問題ないということになりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号3番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この土地につきまして、栃木県農業振興公社への売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りいたします。 以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。</p>
18番	小林	<p>あっせん委員としまして、3番の関誠委員と7番の小林義和委員を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号1番のあっせん委員は、3番の関誠委員と7番の小林義和委員を指名いたします。 続きまして、議案第2号番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。) この土地について、売買または貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。</p>

議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
13番	小池	あっせん委員としまして、1番の千野根友治委員と20番の小川雅之委員を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号2番のあっせん委員は、1番の千野根友治委員と20番の小川雅之委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社への売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対しまして買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。
14番	石田	あっせん委員としまして、12番の大塚明美委員と14番の石田を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号3番のあっせん委員は、12番の大塚明美委員と14番の石田多美子委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。
14番	石田	あっせん委員としまして、12番の大塚明美委員と14番の石田を推薦いたします。
議長	中山	<p>それでは、議案第2号番号4番のあっせん委員は、12番の大塚明美委員と14番の石田多美子委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可処分取消願について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
2番	齋藤	<p>この案件は先月の定例総会に出た案件ですが、公社を通して取引をすることになったので、第3条による許可申請を取消するというものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	(議案第4号番号1番について朗読して説明する。)

		<p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1 4 番	石田	<p>申請地は議案の 1 - 2 と同じ場所ですので場所の説明は省略します。</p> <p>内容については、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 4 号番号 1 番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第 4 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第 4 号番号 2 番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1 4 番	石田	<p>申請地は先ほどと同じ場所ですので場所の説明は省略します。</p> <p>内容については、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第4号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第4号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第4号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	七久保	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件は、農業者年金受給のため父から息子に経営移譲したものが期限が来ましたのでそれを更新するものです。何ら問題ございません。よろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番については、原案どおり承認されました。</p>

		次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第5号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設(堆肥舎)」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	本申請は〇〇が自己所有農地に堆肥舎を増築するため転用する案件でございます。申請者は和牛の飼育を行う畜産農家でございますが和牛の肥育頭数が増え満杯状態となってきたため隣接する牛舎と既存堆肥舎の間に堆肥のストック場所及び農業機械の倉庫を増築すべく今回の申請に至っております。 計画によりますと、既存堆肥舎の南側に堆肥舎240㎡を増築するものであります。なお、この事業に伴う取水排水はありません。 資金計画については、すでに建築済みであり新たな資金はかかりません。始末書が添付されております。 周辺農地への影響でございますが、申請地は隣接する畑より一段高いところに位置しており周辺農地への影響はないものと考えられます。 本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、申請人が自己所有の土地に長屋住宅を建築する案件でございます。申請地は、親より相続した土地であり現在農地として利用しております。将来的に現在の農地を維持していくことに懸念を抱いておりました。そこで市街地へのアクセスも良く集客も見込めることから土地の有効利用を考え長屋住宅を計画しました。</p> <p>土地の選定理由、申請地は上下水道が整備されておりさくら市役所より200mに位置します。付近には氏家駅もありとても利便性のいい土地であります。計画資金を極力抑えるため自己資産の土地を選定いたしました。</p> <p>土地利用計画、敷地南側に建物を2棟配置します。建物は長屋住宅であり、5世帯と4世帯の合計9世帯の建物となります。1世帯2台分の駐車場を確保と考え合計18台分の駐車場を確保し敷地周辺にはブロック塀を設置します。水道は公共水道、汚水は公共下水道、雨水は敷地内で処理します。</p> <p>資金計画ですが、本人所有の土地ですので土地取得は0円、本体造成工事費7500万円、外構工事費910万円、諸経費740万円、合計9150万円、全額融資により対応します。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側は河川、南側は水路、西側は道路、北側は自己所有農地でありますので問題はないと思われまます。また、周囲にコンクリートブロックを設置し周辺の農地に影響の無いように転用いたします。</p> <p>昨日地元の推進委員と、また本日の調査会において現地を確認</p>

		してまいりましたが特に問題はないと考えております。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第6号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は、売買による所有権の移転のための案件でございます。転用目的といたしましては一般住宅建築のためでございます。 転用行為の必要性といたしまして、申請者は現在アパート暮らしをしております。出産を機に妻の職場のさくら市で住宅を探しておりましたところ、さくら市上阿久津台地土地区画整理地内に建売住宅を見つけまして、周辺環境がとても良く購入することにいたしました。 土地の選定理由といたしましては、申請地は国道・県道へのアクセスが良く、近隣には学校施設及び大型商業施設があることから通勤・通学・生活等に便利なため選定し購入に至りました。

		<p>土地利用計画といたしましては、木造2階建て、駐車スペース2台、給水計画といたしましては、さくら市事業水道管より取水いたします。し尿及び雑排水は公共下水に放流いたし、雨水は宅地内に浸透いたします。</p> <p>資金計画といたしましては、物件の価格及び諸経費、銀行費用全部合わせまして2810万円でございます。全額借入金を考えております。金融機関からの融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策といたしましては、東側、西側が宅地で南側が道路でございます。北側が畑に面しております。隣地との境界にはブロックフェンス等で見切り工事を行い、土砂流出防止対策を行います。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第6号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

11番	見目	<p>案内図6-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性、当社は総合不動産業者であり、さくら市においても建築住宅販売の実績があります。今回計画している当地も住宅販売に適した土地であると確信しております。今回、土地の所有者より宅地造成事業の協力が得られたので計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由、当地は国道4号線、氏家中学校、上松山小学校、ふれあい保育園に近く住宅化の進む地域と判断しており、住宅需要が確実に見込める立地であると確信して選定しました。</p> <p>土地の利用計画ですが、木造2階建ての建売住宅3棟で、駐車場は各住宅地2台です。造成計画については、各区画に化粧ブロックを設置し隣接地への雨水の流出を防ぎます。し尿及び生活雑排水は公共下水道に放流、雨水につきましては自宅内浸透、給水計画についてはさくら市上水道より接続いたします。</p> <p>資金計画ですが、用地費、造成費、建築費、諸経費、全額で5000万円、全額自己資金で行います。残高証明書も添付しております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側に農地がありますが、外周部にはブロックを積み農地への雨水の流出を防ぎます。一般住宅ですので北側の隣接地への日照通風などの影響はないと考えられます。西側は住宅、南側は道路、東側が道路です。</p> <p>1月17日に地元推進委員と現地を確認し問題はないとのことでした。また、今日の調査会でも問題なしとのこと。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第6号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	檜原	<p>(議案第6号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり約6haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	<p>案内図6-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、水田962㎡を2名の地権者から売買により取得し太陽光発電事業に転用する案件でございます。</p> <p>なお、962㎡の土地に太陽光発電パネル200枚を設置して49.5キロワットの発電を見込みます。</p> <p>譲受人の〇〇合同会社は□□に本店を置き、太陽光発電事業目的で事業を行う法人でございます。</p> <p>資金計画につきましては、用地取得費、工事費、負担金、設計費合わせまして970万円で、全額自己資金で行います。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、雨水については地下浸透で周囲に約1.5mのフェンスを設置します。</p> <p>1月18日に推進委員と現地調査、また、本日の調査会でも現地を見ましたが何ら問題はないということですのでよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明</p>

事務局	石原	<p>を求めます。</p> <p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和元年度 第10号 公告予定年月日は令和2年1月31日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規22件、再設定6件、農地中間管理権取得が7件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第8号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>資料は別冊になります。</p>
事務局	和氣	<p>議案第8号「農業振興地域整備計画の変更について」でございます。資料は別冊となります。農用地区域変更明細書に記載がございます。除外が2件、用途区分の変更は1件でございます。</p> <p>それでは、番号1番についてご説明いたします。(議案第8号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は、周囲を、東が宅地、西が田、南が田、北が道路で囲まれた土地であります。</p> <p>申出者と土地所有者は親子でございます。</p>

		<p>「権利設定の方法」は、使用貸借であります。</p> <p>次に、4番の「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでございますけれども、事業計画書の1の「転用行為の必要性」にありますとおり、申出者は、現在、〇〇市のアパートに妻と2人で生活していますが、父が高齢で、今後の介護等の必要性を考えると実家近くに居住する必要があるとの理由から、今回の申し出に至っております。</p> <p>次に、「当該土地を選定した経過・理由」でございますが、同じく事業計画書の2の「土地の選定理由」にありますとおり、申出者が所有する土地はなく、父が所有する土地から選定した結果、実家敷地の西側に隣接しており、隣接農地に影響を及ぼすことがないとの理由から選定をされております。</p> <p>次に、「農用地区域への影響」についてでございますが、同じく事業計画書の3の「土地利用計画」にありますとおり、取水は市上水道より取水、排水は合併浄化槽で処理後、山田土地改良区管理の排水路へ放流する計画となっております。雨水排水は、周囲をL字擁壁で囲み、敷地内浸透とするので、影響はないものと考えられます。日照・通風への影響でございますが、北側はさくら市認定外道路、東側は実家敷地に隣接しており影響はありません。南側農地と西側農地につきましては、建物が平屋建てで、最高高さが5mであるため、日照、通風への影響は軽微であると考えられます。</p> <p>次に、「土地利用計画図」をご覧ください。土地利用計画については、木造平屋建て住宅1棟と駐車場3台分を確保する計画です。乗入れは、北側のさくら市認定外道路から乗入れします。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費2,200万円全額を融資にて賄う計画となっております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
14番	石田	本日調査会におきまして何ら問題はないと判断いたしました。

		皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	会長	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	会長	全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第8号番号1番について朗読して説明する。) 位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申出地は、周囲を、東が道路、西が雑種地、南が道路、北が雑種地で囲まれた土地でございます。 「権利設定の方法」は、売買であります。 次に、「農用地区域の除外を必要とする理由」についてでございますが、事業計画者の〇〇は、□□に本店を置き、太陽光発電事業を主な事業とする資本金9,000万円の法人であります。事業計画者はソーラーパネルの販売、太陽光発電の企画、設計、施工、管理に実績がございまして、申出地北側の隣接地に既に所有している太陽光発電システムと一元管理ができるとの理由から今回の申し出に至っております。 次に、「当該土地を選定した経過・理由」についてでございますが、事業計画書の2の「土地の選定理由」にありますとおり、申出地北側に申出者が所有する既存太陽光発電システムがあること、周辺を農地以外の土地で囲まれており、周辺農地への影響がないとの理由から選定をされております。 次に、「農用地区域への影響」についてでございますが、同じく事業計画書3の「土地利用計画」にございますとおり、取水はありません。雨水排水は自然浸透とするので、影響はないものと考えられます。日照・通風への影響についてでございますが、東側と南側は道路、西側は雑種地、北側は太陽光パネルを既に設置済

		<p>みでございまして、周辺に農地はなく、影響はないものと思われます。</p> <p>次に、「土地利用計画図」をご覧ください。土地利用計画につきましては、申出地1, 262㎡と隣接する雑種地、●●番▲、775㎡の合計2,037㎡を一体利用し、太陽光パネル360枚を設置する計画でございます。乗入れは、東側市道から乗入れをいたします。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費2,072万3,785円全額を自己資金にて賄う計画となっております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がりが約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない農地ですので、第2種農地と判断いたしますが、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
1 番	千野根	ただいま事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第8号用途区分の変更番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>続きまして、用途区分の変更になります。</p> <p>(議案第8号用途区分の変更番号1番について朗読して説明する。)</p>

		<p>位置図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>次に、「事業計画書」をご覧ください。利用予定者は、令和元年4月に設立した農業法人でございます。約60haの農地に水稻を中心に麦、大豆、そばを耕作しておりますが、農業従事者の高齢化に伴う耕作離れの影響により借入地が増加していること、今後とも経営規模を拡大したいとの理由から、今回の申し出に至っております。</p> <p>「土地の選定理由」につきましては、利用予定者である法人役員の所有する土地の中から選定した結果、必要面積を形状良く確保することができ、法人事務所や既存作業場から近く営農に便利であるとの理由から選定をされております。</p> <p>次に、「配置図・土地利用計画図」をご覧ください。土地利用計画については、申出地北側に建築されている既存穀置場を南側に移動し、鉄骨造平屋建て農業用倉庫1棟を整備する計画となっております。乗入れにつきましては、南側道路から乗入れをいたします。取水排水はございません。雨水は、敷地を砂利敷きで敷地内浸透とし、西側農地との境界にはコンクリートブロックを設置するので、周辺の農地への被害等はないものと考えられます。</p> <p>日照・通風への影響ですが、東側と南側が道路、北側が宅地、西側は法人役員の所有地となっております。予定建築物の高さが約10mであるため、日照・通風への影響はないものと思われまます。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費5,560万円全額を融資にて賄う予定となっております。</p> <p>最後になりますが、用途区分変更後においても農地区分は農用地でございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
7番	小林	詳細につきましては、事務局の説明があったとおりです。午前中の調査会にて書類審査及び現地調査を行いました結果、特段問題はございませんでした。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号用途区分の変更番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号用途区分の変更番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第9号「さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野中	<p>さくら市農業委員会の委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、令和2年7月20日からの委員につきまして、令和2年2月5日を期限としまして、現在、候補者の応募受付を行っております。</p> <p>農業委員の任命にあたっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市長が議会の同意を得て任命するとされておりますが、公正かつ公平を期すため、さくら市農業委員会の委員の選任に関する規則第7条の規定により、市長は、推薦または応募があった者の選考に関して、さくら市農業委員会委員候補者選考委員会に意見を求めるものとし、選考委員会は市長の求めに応じて選考して、意見を報告することとしております。</p> <p>選考委員会は、さくら市農業委員会委員候補者選考委員会規程第3条により7名の委員で構成され、同条第2項第1号により「農業委員会から推薦を受けた農業委員会の委員2名」を委員会の委員とすることとなっておりますので、選考委員会を組織するにあたりまして、委員2名を推薦していただきますよう、お諮りいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>ただいま、事務局より説明がありましたがどのように選出したらよろしいかご意見がありましたらお願いします。</p>

13番	小池	<p>氏家地区と喜連川地区で一人ずつ推薦をすればよろしいかと思ひます。</p> <p>なお、推薦する委員につきましては、氏家地区、喜連川地区それぞれの各委員で話し合いをして決めればよろしいかと思ひます。</p> <p>また、候補者の選考にあたりましては、公正かつ公平を期すため、今回、応募する方を除いて委員を選考したらよろしいかと思ひます。</p>
議長	中山	<p>ただいま小池委員から、氏家地区と喜連川地区で一人ずつ推薦をし、推薦する委員につきましては氏家地区、喜連川地区それぞれ各委員で話し合いをして決めたらどうか、という意見が出ましたが、他の意見はございますか。</p> <p>【その他の意見なし】</p>
議長	中山	<p>他に意見がありませんので、氏家地区と喜連川地区で一人ずつ推薦をし、推薦する委員につきましては氏家地区、喜連川地区それぞれ各委員で話し合いをして決めていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、これより暫時休憩をいたしまして、各地区で話し合いをお願いしたいと思います。</p> <p>これより、暫時休憩といたします。</p> <p>【暫時休憩】</p>
議長	中山	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>各地区より候補者を発表願ひます。初めに氏家地区で願ひします。</p>
2番	齋藤	<p>全会一致で舟本委員に願ひすることといたしました。</p>
議長	中山	<p>それでは、氏家地区につきましては舟本委員を推薦いたします。喜連川地区につきましては中山を推薦いたしますので願ひいたします。</p>

それでは、選考委員として舟本委員と中山の2名を推薦することといたします。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号9番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちましてさくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午後3時05分閉会)